

## 市の責務



市は、暴力団排除のために警察など関係機関・団体及び市民と連携、協力して、効果的な施策を推進するよう努めます。

## 市民等の役割

暴力団排除の市民集会



市民、事業者は暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むよう努めます。

## 公共工事等における措置



市は、公共工事その他の事務又は事業が暴力団を利することにならないよう、入札に参加させないなどの措置を講じます。

## 公共施設の利用における措置



市は、公共施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、利用を拒否又は許可を取り消すことができます。

# 津山市暴力団排除 条例の主な内容

## 学校等における措置



青少年が暴力団へ加入することを防止するため、小中学校において教育・指導を行います。

## 利益供与の禁止等



市民、事業者は暴力団員に対して財産上の利益を供与してはいけません。

## 暴力団の威力の利用等の禁止



市民、事業者は、暴力団の威力を利用してはいけません。

津山市暴力団排除条例は岡山県暴力団排除条例と補完しあう形で適用されます。  
県条例では、義務違反者の公表のほか、罰則も定められています。

暴力団に関することは何でも

**0120-33-8930**

岡山県警察組織犯罪対策第二課

**0868-25-0110**

津山警察署

津山市暴力団排除条例に関すること

**0868-32-2056**

津山市役所環境生活課